

広報あびら号外の取り扱いについて

9月15日から広報あびら号外の発行を開始し、毎週土曜日を基準に平成30年北海道胆振東部地震に関する情報を発信してきました。
 次号(号外7号※11月5日発行予定)の発行からは、発行日を5日・20日(発行日が土日祝日の場合は休み明け)とし、各家庭及び避難所、公共施設、商店への設置を検討中です。また各家庭に配布の際は、従来どおりの自治会員の皆さまによる配布のご協力をいただきたく思い、現在、各自治会長等との調整を行っております。
 なお、広報あびら・広報笑顔の発行は当面の間、休止させていただきますことをご了承ください。

復興・生活再建支援室設置に伴う人事について [10月10日付]

異動

総務課復興・生活再建支援室
 主事 鈴木裕也(地域推進課地域推進グループ主事)

総務課復興・生活再建支援室兼務

健康福祉課課長補佐 阿部充幸
 健康福祉課課長補佐 本多英紀
 総務課総務グループ主幹 三浦和則
 建設課施設グループ主査 谷山慎太郎
 政策推進課政策推進グループ主事 笹山陽平

復興・生活再建支援室について

9月6日に発生した平成30年北海道胆振東部地震から1か月余りが経過した10月10日、町民生活の復興を目的とした「復興・生活再建支援室」が総務課に新たに設置されました。

同日行われた辞令交付式では、辞令を受けた6名の職員に対し及川町長が「これからは復興に向けて動き出す。1日も早い復興活動・生活復興を目指して行きたい」と話しました。

復興・生活再建支援室は、健康福祉課・建設課・政策推進課・総務課から6名が配置され、被災者の皆さまの1日でも早い生活再建に向け、各種支援制度の情報収集及び発信に努めます。



震災に伴う各種連絡先について

罹(り)災証明書に関する事	税務住民課税務グループ ☎2513
災害ゴミに関する事	安平厚真行政事務組合臨時事務所(税務住民課内) ☎2940
墓地に関する事	税務住民課住民生活グループ ☎2940
町水道及び町下水道に関する事	水道課 ☎2730
避難所に関する事	健康福祉課 ☎7071
公園・道路・河川・橋に関する事	建設課土木・公園グループ ☎7075
入居中の公営住宅に関する事	建設課施設グループ ☎2516
上記以外に関する事	災害対策本部(総務課) ☎2511

北海道胆振東部地震に係るお知らせ

応急仮設住宅等仮申込みに係る入居者決定の抽選日について

9月30日から受け付けしておりました応急仮設住宅、町内民間賃貸住宅借上げ制度、公営住宅一時使用について、10月10日(水)までに仮申込書を提出いただいた方の入居抽選を下記日程で行いますのでお知らせします。また、仮申込書を提出いただいた方には、担当課より個別に随時電話連絡させていただきます。

抽選日時 全壊・大規模半壊の方 10月20日(土)10:00開始
 半壊の方 10月21日(日)10:00開始

抽選会場 安平公民館(安平町安平165番地)

[会場設定理由]

早来・追分両地区の町民の方を一同に集めて抽選を行う必要があり、抽選結果によって選択する住居資源の地区を変更される方がいる可能性も考えられることから、抽選会場を両地区の中心となる安平公民館に設定させていただきましたので、ご了承ください。

抽選会場までの移動手段

抽選日の両日ともに町バスを運行し、抽選会場の安平公民館まで送迎対応を行います(事前申込みは不要です)。乗車をご希望される方は、下記のバス発車時間までに停留場所でお待ちいただきますよう、お願いいたします。

10月20日(土)、21日(日) 抽選日の送迎バス運行日程

早来地区		追分地区	
停留場所	発車時間	停留場所	発車時間
遠浅公民館前	8:40 発	農産物加工研究センター前	8:40 発
栄町 旧ローソン前	8:50 発	青葉会館前	8:50 発
役場総合庁舎前	9:00 発	追分公民館前	9:00 発
早来町民センター前	9:10 発	いぶき前	9:10 発
北進会館前	9:20 発	花園若草会館前	9:20 発
安平公民館前	9:30 着	安平公民館前	9:30 着

※お帰りの際は、抽選が終了した人数に応じて、順次送迎できるよう、バスを準備させていただきます

仮申込書を既に提出された方へ

仮申込書を既に提出された方には、提出時点で第1希望、第2希望までの住宅を確認しております。

ただし、全壊の方から順に決定していきますので、抽選の状況によっては、第1希望及び第2希望の住宅が、自分の抽選時には既に別の方が入居決定している場合が想定されます。また、当日の抽選で外れてしまう可能性もあることから、仮申込書を既に提出された方は、抽選日までに第3希望、第4希望までの住宅を検討していただきますよう、お願いいたします。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎7071
 建設課施設グループ ☎2516

情報提供について

町では、ホームページ、あびらチャンネル(データ放送)、LINE@、Facebookで随時情報提供を行っています。ぜひご活用ください。

平成30年北海道胆振東部地震 災害警戒・対応状況

<https://www.town.abira.lg.jp/kurashi/bosai/H30jishin>



ホームページ LINE@ Facebook

今後の応急仮設住宅等仮申込について

応急仮設住宅、民間賃貸住宅借上げ制度、公営住宅一時使用について、まだこれらの仮申請書を提出されていない方の受け付けについて、下記のとおりお知らせします。

対象世帯 罹災証明書における住家の罹災区分が全壊、大規模半壊、半壊の世帯で、10月10日(水)までに応急仮設住宅等仮申込書を提出していない方。

仮申込書の受け付けについて 10月11日(木)以降の平日(8:30～17:15)

受付窓口 早来地区：健康福祉課福祉グループ（総合庁舎）

追分地区：住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

仮申請の決定について 10月20日(土)及び21日(日)の抽選結果により、入居できる具体的な住宅についてお知らせしていく予定です。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎②7071

建設課施設グループ ☎②2516

り災証明書の交付について

9月30日から延長を重ねた、り災証明書の集中発行期間は10月10日をもって終了いたしました。

10月11日(木)以降は、下記の内容で行います。

交付時間 平日の9時～17時（12時～13時を除く）

交付場所 税務住民課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）

その他 集中発行期間より規模を縮小しての交付事務となります。発行機器が各交付場所で1台となりますので、交付に概ね30分から1時間程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

また、被災者支援策等につきましては、詳細が決まり次第お知らせします。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎②2513

災害ゴミの受け入れ終了について

大師ヶ丘公園臨時集積場での全て（家電リサイクル法対象品目含む）のゴミの受け入れは10月19日(金)で終了し、臨時集積場は閉鎖いたします。

なお、一般家庭ゴミ・事業ゴミについては、震災前と同じように有料にて、安平・厚真行政事務組合の塵芥処理場で10月22日(月)から自己搬入の受け入れを開始いたします。処理場までは、仮設道路を通行するため徐行のお願いとともに、大雨のときには受け入れを中止する場合がありますのでご了承ください。

また、一般家庭において、特別な事情により期日までに搬入できない災害ゴミ処理の相談については下記まで連絡ください。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎②2940

町からのお知らせ

町政懇談会の開催について

4月に新しい町政への期待を受けて及川新町長が誕生。

そのような最中、北海道胆振東部地震が発生し、町民の生活に大きな被害をもたらしました。いまなお、避難所生活を強いられている方がいらっしゃる、まだまだ町のあちこちに深い傷跡が残る状況ではありますが、被災前より強い絆でつながり、未来へ飛躍するふるさとづくりに向けて、町長と町民とが直接意見交換する「町政懇談会」を開催することといたしました。

町内4地区で開催いたしますので、ご都合の良い会場にお越しください。参加申込みは不要です。

開催日時については、右上の表をご覧ください。

問合せ 地域推進課地域推進グループ ☎②7083

	開催日時	開催場所
①	11月5日(月) 18時30分～	安平公民館
②	11月7日(水) 18時30分～	追分公民館
③	11月13日(火) 18時30分～	安平町役場総合庁舎
④	11月14日(水) 18時30分～	遠浅公民館
【話題(予定)】		
・震災復興や生活再建に関すること		
・仮称新バス運行計画原案に関すること		
・その他、安平町のまちづくりに関すること		

インフルエンザ予防接種料金の助成について [10月10日付]

助成対象 町民で、接種日現在に次のいずれかに該当する方

(1)高齢者

①接種日時時点で65歳以上の方

②接種日時時点で60～64歳の方のうち身体障害者手帳1級（心臓・腎臓・呼吸器の障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）を持つ方

(2)中学生以下（平成15年4月2日以降に生まれた方）

助成対象の接種期間 平成31年1月31日まで

接種場所及び開始日 ①追分菊池病院（☎②2531）10月11日(木)

②渡邊医院（☎②2250）10月5日(金)

③早来医院（☎②3800）10月15日(月)

接種に必要なもの (1)町民であることと生年月日がわかるもの（健康保険証等を医療機関の窓口で提示してください）

(2)お子さんの接種の場合、母子健康手帳がある人はお持ちください。

医療機関での自己負担額 (1)高齢者 1回1,080円

(2)中学生以下 1回540円

（中学生以下は年間最大2回まで助成）

全額助成について

高齢者の助成対象者に限り、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、病院で自己負担額を支払った後、来年3月までに申請すると自己負担分を助成します。

①身体障害者手帳1・2級に該当する方（3級は内部障がいのみ該当）

②特別養護老人ホームや介護保険施設に入所中の方

③北海道から特定疾患の認定を受けている方

④自立支援医療を受けている方または障がい福祉サービスを行う施設に通所している方

⑤生活保護世帯の方

町外で接種する場合（高齢者・子ども共通）

入院等により、町外のかかりつけ医のもとで接種するときは、接種時に一旦全額を支払った後、3月までに役場へ申請すると指定の口座へ助成金を振り込みます。（ただし、町外で接種した場合は助成限度額があるため、町内で接種するときよりも自己負担が多くなる場合があります）

助成金申請方法

次のものを持参のうえ、役場担当窓口で申請してください。

①領収書（接種料金がわかるもの）

②振込先口座がわかるもの

③印鑑

④高齢者の方で全額助成の対象になる方に限り、身体障害者手帳など要件に該当することが確認できるもの

申請期限 平成31年3月末

申請先 健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）

住民生活課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ 健康福祉課健康推進グループ☎②7071